

1. 【申込先】 〒754-0894 山口市佐山3番20号
山口ソーシャルファイナンス株式会社（下関市ふるさと起業家支援補助事業受託業者）
※照会電話番号：083-989-4712
2. 【申込方法】 郵送もしくはFAX
郵送：上記の申込先住所 FAX：083-989-4723
3. 【申込期限】 令和元年12月20日（金）
4. 【寄附方法】 寄附申込書に必要事項を記入・申込後、下記金融機関にお振込ください。

山口銀行宇部支店

普通預金 No.5126126

口座名義 下関市ふるさと起業家支援事業 ※振込期限：令和元年12月20日（金）

令和元年度 ふるさと起業家支援補助事業 寄附申込書

令和元年 月 日

下関市長 宛

《必須》住所 〒 -

《必須》フリガナ

《必須》氏名

《必須》電話

《任意》E-mail

10,000円に☑された方は、特典を選んで○表示ください

該当する□にチェックを入れてください。

1. プロジェクト名	住宅型有料老人ホーム「アートホーム」プロジェクト
2. 寄附金額	<input type="checkbox"/> 3,000円 <input type="checkbox"/> 5,000円 <input type="checkbox"/> 10,000円（特典A・特典B） <input type="checkbox"/> 20,000円 <input type="checkbox"/> 30,000円 <input type="checkbox"/> 50,000円 <input type="checkbox"/> 70,000円 <input type="checkbox"/> 100,000円 ※寄附に対するお礼品については次頁（別紙1）をご覧ください。
3. ワンストップ特例制度の利用について	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない 「利用する」を選択された方には、下関市より本制度に係る申請書をお送りいたします。詳しくは（別紙2）の2「税金の控除について」をご参照ください。
4. 個人情報の提供に関する同意条項	<input type="checkbox"/> 応援する事業者へ個人情報を提供することに同意します。 ※同意いただけない場合は、事業者からの情報発信（お礼品のお届け含む）は行われません。

【注意事項】

※当申込書によりご提供いただいた個人情報はこの寄附の目的以外には使用しません。

お礼品一覧

寄附金額	お礼品
3,000円	心を込めたお礼状
5,000円	心を込めたお礼状
10,000円	特典A：主婦の友社発行「書いて安心エンディングノート」 特典B：下関名産干物セットA
20,000円	主婦の友社発行「書いて安心エンディングノート」 + 下関 名産干物セットB
30,000円	主婦の友社発行「書いて安心エンディングノート」 + 下関 名産干物セットC
50,000円	主婦の友社発行「書いて安心エンディングノート」 + ふく刺 セットA
70,000円	主婦の友社発行「書いて安心エンディングノート」 + ふく刺 セットB
100,000円	主婦の友社発行「書いて安心エンディングノート」 + ふく刺 セットC

注意事項

1. 寄附金の納付について

- (1) お申込後に、当方よりお振込をお願いする書面は送付致しません。
- (2) 12月20日(金)までにお振込みが確認できなかった場合は、寄附金として受領できませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 振込手数料は、寄附者にてご負担願います。

※山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行の口座をご利用の方で、各支店等の同行が設置したATMを使用してのキャッシュカードでのお振込や、インターネットモバイルバンキングでのお振込には手数料は発生しません。

ただし、時間帯によっては時間外手数料が発生する場合があります。

- (4) ①本事業は、1,500,000円の目標金額を設定しております。
- ②そのため、万一目標金額に到達しなかった場合は、お申込頂きました寄附金は寄附者様のご希望される金融機関へのお振込によりご返却させていただきます。
- ③目標金額に到達しなかった場合は、改めて山口ソーシャルファイナンス(株)より文書によりご案内致します。

2. 税金の控除について

- (1) ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附を行うと、控除上限額内の2,000円を超える部分について税金が控除される制度です。(一定の上限があります。)
- (2) 税金控除を受けるためには、原則、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行っていただく必要があります。
- (3) ただし、確定申告が必要でない給与所得者等であり、1年間のふるさと納税の寄附先が5自治体以内の方は「ワンストップ特例制度」の適用を受けることにより確定申告の手続きが不要となります。
- (4) ワンストップ特例制度を受ける方は、寄附をした年の翌年1月10日までにワンストップ特例申請書を下関市に提出してください。
- (5) 寄附をいただいたすべての方に下関市から寄附金受領書を送付しますので、確定申告を行う場合は、確定申告書に添付の上、所轄の税務署へ提出してください。
- (6) 寄附申込みの際にワンストップ特例申請を希望された方には、下関市より「寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請書)」をお送りしますので、必要事項を記入して、本人確認資料を添付の上、令和2年1月10日までに下関市に提出してください。
ご不明点がございましたら、下記にお問い合わせ願います。

お問い合わせ先:下関市産業振興部産業振興課

TEL:083-231-1265

FAX:083-235-0910

- (7) 法人が寄附していただいた場合は、ふるさと納税制度は利用できませんが、寄附金額の全額または一定の限度額まで損金に算入できます。

以上